第八十条の二中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に、「第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号」を「第七十四条第一項第五号」に、「これらの」を「当該」に改める。

第八十一条の四第七項中「連結確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第八十一条の六第六項中「書類を保存している」を「保存している」に、「書類を第三項各号に規定する寄附金の額又は第四項」を「同項」に改める。

第八十一条の九第一項中「七年」を「九年」に改め、同項第一号イ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。ロにおいて同じ。）、同条第三項及び」を加え、同号ロ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項、同条第三項及び」を加え、「連結所得の金額（」を「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に、「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同項第二号中「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同号イ中「七年」を「九年」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに同条第三項第一号イ及びロ中「七年」を「九年」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「七年」を「九年」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同項第三号中「七年」を「九年」に改め、同項第四号中「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を削り、「七年」を「九年」に改め、同項第五号及び六号中「七年」を「九年」に改め、同条第七項中「場合」の下に「であつて連結欠損金額の生じた連結事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同条第八項中「第五項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一　普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　協同組合等である連結親法人

第八十一条の十二第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第八十一条の十四第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同条第二項中「連結確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十項中「について」を「の連結確定申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に」に改め、「を記載した連結確定申告書」を削り、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付があり」に、「の連結確定申告書に当該」を「又は各事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、「当該各事業年度の確定申告書に」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第八十一条の二十第三項中「の規定」及び「及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「連結確定申告書に」を「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「連結中間申告書に」を「連結中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「、同条第十一項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」と」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「連結事業年度後若しくは」を「連結事業年度又は」に、「連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各連結事業年度で決定を受けた」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「連結事業年度後若しくは」を「連結事業年度又は」に、「連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各連結事業年度で決定を受けた」に、「第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号」を「第八十一条の二十二第一項第五号」に、「これらの」を「当該」に改める。

第百四十三条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「、第四十六条」を「及び第四十六条」に改め、「及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「と、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」を削り、「準用する第六十八条第三項及び第四項」を「準用する第六十八条第三項」に改める。

第百五十三条の前の見出しを削り、同条から第百五十七条までを次のように改める。

第百五十三条から第百五十七条まで　削除

第百六十二条を次のように改める。

第百六十二条　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。